第

3 1 2 6

뭉

REÂDAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2006年)平成18年10月6日 金曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

4 経営セーフティ共済

Q:得意先が倒産した場合に借り入れができて、掛金が損金になるものがあるそうですが、どんなものですか?

A:経営セーフティ共済というもので、中 小企業基盤整備機構が取り扱っています。

【解説】

経営セーフティ共済とは、中小企業倒産防 止共済制度と呼ばれていたもので、中小企業 又は個人事業者の得意先の倒産に備えておく ものです。概要は次のとおりです。

- ① 毎月の掛金
 - 掛金は5,000円から80,000円まで5,000円 刻みで選ぶことができ、総額が320万円に なるまで積み立てることができます。
- ② 掛金の税務処理 掛金は、税法上損金(法人)又は必要経費 (個人)に算入することができます。
- ③ 共済金の貸付け

加入後6ヶ月以上経過して、得意先が倒産 し、売掛金等が回収困難となった場合は、 共済金貸付が受けられます。共済金貸付は、 無担保、無保証人、無利子です。返済期間 は5年(据置期間6ヶ月)で毎月元金均等返 済です。

貸付額は、回収困難となった売掛金等の額 と掛金総額の10倍相当額とのいずれか少な い額の範囲内で契約者が請求した額となり ます。

④ 中途解約

中途解約した場合、掛金が満額返還されない場合がありますので注意してください。







